

協定用見積書

センター検印欄

お見積書【1日家族葬】

※ 宗教宗派 仏式

葬儀式場: 横浜市南部斎場

住 所: 横浜市金沢区みず木町1番地

参列者人数: 30名(親族 30名, 参列者 0名)

品名	数量	単価	金額	備考
① 葬儀関係				
葬儀基本料金	1 式	262,500	262,500	詳細は2ページをご覧ください
生花祭壇(洋花祭壇)	1 式	157,500	157,500	種類により異なります
骨容器一式(白)	1 式	6,300	6,300	種類により異なります
施行人件費	1 式	63,000	63,000	
8尺看板(故人名入り)	1 枚	15,750	15,750	ご利用頂いた場合の料金
ドライアイス	3 日	8,400	25,200	日数により異なります
			0	
小計			530,250	

② 車両関係				
寝台車(病院~ご安置所)	1 台	26,250	26,250	時間・距離で異なる
寝台車(ご安置所~南部斎場)	1 台	26,250	26,250	時間・距離で異なる
小計			52,500	

③ 返礼品関係 * 使用した場合のみ請求				
会葬礼状(50枚単位)	50 枚	84	4,200	5種類から選べます
香典返し(実数請求)	30 個	2,100	63,000	(種類によって異なります)
小計			67,200	

④ 料理関係 * 使用した場合のみ請求				
精進料理(告別式)	30 善	3,675	110,250	(種類・人数によって異なります)
			0	(種類・人数によって異なります)
			0	
飲み物代(告別式)	1 式	5,250	5,250	想定料金
			0	
小計			115,500	

⑤ 葬儀式場関係				
南部斎場式場使用料	1 式	50,000	50,000	(横浜市民)
夜間お付添い 可				
小計			50,000	

⑥ 火葬場関係				
火葬料	1 式	12,000	12,000	(横浜市民)
火葬場休憩室料	1 式	5,000	5,000	(横浜市民)
			0	
小計			17,000	

⑦ その他関係				
生花(喪主)	2 基	15,750	31,500	(お出し頂いた場合の料金)
貸布団 1組 4,200円			0	
			0	
小計			31,500	

① 葬儀関係			530,250	
② 車両関係			52,500	
③ 返礼品関係			67,200	
④ 料理関係			115,500	
⑤ 葬儀式場関係			50,000	
⑥ 火葬場関係			17,000	
⑦ その他関係			31,500	

■ 合計			863,950	
■ 総合計			¥863,950	

お見積りに使用している生花祭壇 150,000円(税別) ■祭壇の形はこの他にもございます



両サイドの生花は含まれません
この他にも祭壇がございます

お見積り基本料金に含まれるもの 250,000円(税別)

お棺	1 式	布張製御霊棺
遺影写真	1 式	四ツ切 1枚 手札 1枚 祭壇用1枚 (祭壇がある場合)
ドライアイス	1 回	1日一回ご処置致します
納棺用具	1 式	ご納棺に必要な経帷子などご用意いたします
枕飾り	1 式	亡くなられてから、初めてご用意するお線香の道具
後飾り	1 式	2段のご自宅用お骨安置台一式 (アレンジ生花2個含まます)
線香.ローソク	1 式	必用な分をご用意いたします
死亡届代行	1 式	役所にご家族の代わりに届をいたします
白木位牌	1 式	49日までの仮のお位牌 (大 1本 小 1本)
受付用具200名分	1 式	ご記帳の用紙(カード式)や受付区分など
焼香具	1 式	ご住職がご利用になる線香や道具関係(種派に合わせた物をご用意)

※基本料金の内容なかでご利用頂かない物が発生しても料金は変わりません

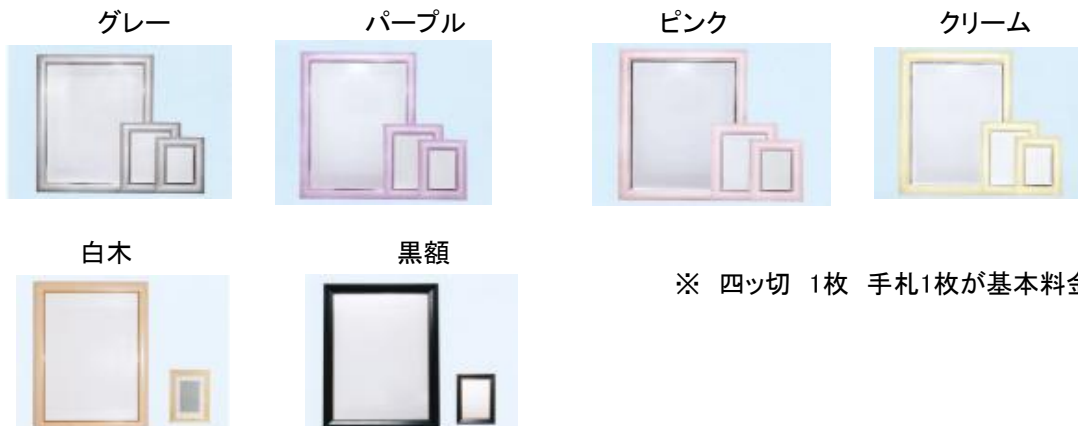
右のお棺は基本料金で使用している物になります
(特大棺は、別途25000円(税別)掛かります)

納棺式(故人をお棺にお納めする儀式)
当社では納棺の前に、メイクをさせて頂き故人のお気に入りの洋服や着物があれば着せ替えをさせて頂いております。
(白装束をお着せすことも出来ますので)
※ 上記サービスも基本料金に含まれています

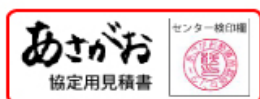
男性もメイクをするのか?
男性は、お髭を剃らせて頂き薄化粧をさせ頂きます。
 入れ歯はどうするの?
入れ歯が入ってない場合、含み綿でお口の中を持ち上げ、お顔を整わさせて頂きます。



基本料金内の遺影写真額は下記の6種類からお選びいただけます



※ 四ツ切 1枚 手札1枚が基本料金に含まれます



見積書の左上の検印欄により、当センターが見積書をチェック確認する仕組みです。当センターを介さず、葬儀社と直接最初に相談される場合は「協定用見積書」と葬儀社にお申し付けください。